

## 四日市大学学生ボランティアの紹介に関する方針

### 1. 四日市大学では、以下に該当するボランティア活動を本学学生に紹介します。

- (1) 紹介する団体(個人からの募集は受け付けません)
  - ①法令に違反しないもの
  - ②公序良俗に反しないもの
  - ③政治的・宗教的活動を主たる目的としないもの
  - ④本学が適当であると判断するもの
- (2) 紹介する活動
  - ①公益性が高い活動
  - ②営利を目的としない活動
  - ③活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
  - ④受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴う活動

### 2. 学生ボランティアの依頼手続

- (1) 学生ボランティアの依頼を行う団体(以下「依頼団体」)は、下の書類を本学教学課へご提出ください。

- ・ 団体情報シート…………… 初回のみ
- ・ 学生ボランティア依頼シート
- ・ 関連するチラシ等(あれば)

提出方法は、持参、郵送、メール、又は FAX とします。

- (2) ご依頼頂いた内容について、学内にて学生募集の可否を決定します。
- (3) 教学課は、受け付けたボランティア情報を学生に周知し、参加希望学生の申し込みを受け付け、当該学生の情報を依頼団体に連絡します。
- (4) 学生がボランティア活動を行った際に、募集条件と異なる状況が判明した場合、精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、以後はその団体の募集を停止します。

### 3. 依頼団体との申し合わせ

- (1) 依頼団体と参加希望学生は、活動内容や条件等について両方で合意のうえ、活動を始めることとします。
- (2) 依頼団体は、活動を始める前に可能な限り説明会等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動開始後は、必要に応じて研修・支援等を行うこととします。
- (3) ボランティア活動中は、依頼団体のスタッフ等とともに活動を行うこととします。
- (4) 原則としてボランティア保険に加入することとします。
- (5) 次の活動をさせないこととします。
  - ①22 時以降 6 時までの深夜早朝活動
  - ②精神的・肉体的苦痛が心配される活動
  - ③水泳監視、病人の介護など、人命にかかわることが予想される活動
  - ④専ら車の運転をする活動
  - ⑤本来、有資格者によってなされるべき活動

### 4. 終了後の報告

終了後、依頼団体は、報告書および学生ボランティア従事時間証明書により、本学宛に報告をお願いします。